

おもいやり駐車場利用制度が始まります！

福島県では、7月1日から「おもいやり駐車場利用制度」がスタートします。

この制度は、車いす使用者用駐車スペース（もマークがある駐車場）の利用適正化を図るため、県が利用証を発行し、利用する方には駐車する時に利用証の掲示をお願いするものです。

6月1日から利用証の申請受付をしています。交付基準に該当し利用証の交付を希望する方は、申請書と確認書類を健康福祉課または県中保健福祉事務所まで提出してください。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入し、確認書類のコピーを添付し申請してください。

申請書は県のホームページからもダウンロードできます。

【確認書類】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、母子健康手帳、診断書（けがの場合）

【利用方法】

駐車場を利用する時、車内に利用証を掲示します。

【利用できる駐車場】

この制度に協力している店舗などの駐車場（県内660か所）「おもいやり駐車場」の表示があります。

◆問い合わせ

健康福祉課

☎72-6934

県中保健福祉事務所

☎0248-75-7808

福島県庁高齢福祉課

☎024-521-7197

※この制度は、県民の皆さんの「おもいやり」によって運用されるものです。ご理解とご協力をお願いします。

おもいやり駐車場利用制度交付基準

区 分	等 級
視覚障がい	4級以上
聴覚	聴覚障がい 平衡機能障がい
	該当なし 5級以上
音声言語機能障がい	該当なし
肢体不自由	上肢 下肢 体幹
	2級以上 6級以上 5級以上
脳原	上肢機能 移動機能
	2級以上 6級以上
心臓機能障がい	4級以上
腎臓機能障がい	4級以上
呼吸器機能障がい	4級以上
膀胱又は直腸機能障がい	4級以上
小腸機能障がい	4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる機能障がい	4級以上
知的障がい者	A（最重度・重度）
精神障がい者	1級
高齢者	要支援又は要介護認定者
難病患者	特定疾病医療受給者
妊娠婦	妊娠7か月から産後3か月
けが人	車いす、杖等使用期間



おもいやり駐車場



これからの日本を考える基礎になります。
7月1日経済センサス・基礎調査を実施します。

6月から事業所及び企業に調査票を配布します。



調査は全国すべての事業所及び企業が対象です。

経済センサス・基礎調査は商店や工場、営業所、事務所、学校、旅館、学習塾、病院、寺院など、すべての事業所が対象となる大規模な統計調査です。

統計調査の結果は国や都道府県、市区町村などがこれからの行政を考える重要な基礎資料として活用されます。

調査票が届きましたらご記入をお願いします。
どうぞ協力をお願いいたします。

平成21年7月1日
総務省統計局 福島県

◆問い合わせ
福島県企画調整部統計調査課
☎024-521-7147

平成21年 経済センサス・基礎調査

